

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 磯子区総務課	担当者名 小島 一平	電話 750 - 2316
------	------	-----	----------------	---------------	------------------

設 計 書

1 委 託 名 第20回統一地方選挙における期日前投票所への人材派遣委託（令和4年度分）

2 履 行 場 所 横浜市磯子区役所

3 履行期間
又は期限 期間 契約決定日 から 令和5年3月31日 まで
 期限 まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 仕様書及び添付資料記載のとおり

6 現 場 説 明 不要
 要 （ 月 日 時 分 場所 ）

7 委 託 概 要 第20回統一地方選挙の期日前投票所における名簿照合及び投票用紙交付係等の事務について労働者を派遣する。

金抜き

8 部分払

する (回以内)

しない

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

派遣代金額

¥ ()

内訳業務価格

¥ ()

消費税及び地方消費税相当額

¥ ()

仕様書

横浜市磯子区（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、労働者派遣基本契約書で定めた事項を基に、次のとおり個別の派遣契約を締結する。

1 契約概要

第 20 回統一地方選挙の期日前投票期間中における案内記載指導、名簿照合及び投票用紙交付に関する事務を行う。

2 派遣場所

横浜市磯子区役所 1 階区民ホール（横浜市磯子区磯子三丁目 5 番 1 号）

3 従事期間及び時間

横浜市磯子区役所 1 階区民ホール

令和 5 年 3 月 24 日（金）から令和 5 年 3 月 31 日（金）

午前 8 時 15 分から午後 8 時 10 分まで

4 配置人員

従事時間内は常に必要人員を確保すること。

また、「5 業務内容」の配置シフトについては、甲と協議したうえで乙が作成及び管理し、甲へ提出すること。なお、配置シフトに変更があったときも同様とする。

(1) 横浜市磯子区役所 1 階区民ホール

従事時間（一日当たり）：12 時間（交代時の引き継ぎ時間 5 分を含む）

	配置人数	従事時間 (延べ時間)
	令和 5 年 3 月 24 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	
案内記載指導係	1 人	96 時間
名簿照合係	1 人	96 時間
投票用紙交付係	1 人	96 時間
計	3 人	288 時間

※ 昼食のための休憩時間はないので、6 時間以内で途中交代すること。交代が 1 度の場合の延べ人数は上表で掲げる数に 2 を乗じた数となる。交代の時間は甲と乙とが協議して定める。

(2) 研修

延べ時間は 52 時間以内とする。（研修時間は 1 時間程度）

詳細については「6 実務研修会（説明会）」を参照すること。

5 業務内容

(1) 案内記載指導係

ア 選挙人の案内、投票手続及び請求書兼宣誓書（以下「請求書」という。）の記載方法等についての説明

イ その他、アに関連する業務

(2) 名簿照合係

ア 選挙人の本人確認及び期日前・不在者投票システムを使用した受付処理

イ その他、アに関連する業務

(3) 投票用紙交付係

ア 選挙人への投票用紙の交付

イ 棄権票の回収

ウ その他、ア又はイに関連する業務

(4) その他

ア 事務分担は甲の指示によること。

イ 派遣者が業務を交代する際は、次の担当者へ当該業務内容、操作方法及び状況等について、業務が滞ることのないよう引き継ぐこと。

ウ 期間中の派遣者の配置については、全体の必要人員の30%以上は翌日も引き続き業務を行える体制とすること。

6 実務研修会（説明会）

(1) 期日前（不在者）投票システム操作説明会

「5 業務内容」に掲げる業務のうち名簿照合係に従事する者は、横浜市選挙管理委員会事務局が行う研修（期日前投票制度及びシステム操作等）を受講すること。

ア 【場所】未定

イ 【日時】未定（受講時間は概ね1～2時間）

ウ 【人数】若干名

※詳細については決まり次第乙へ伝える。

※乙は甲の指示に従い、研修受講者名簿を事前に甲へ提出すること。

(2) 期日前投票事前説明会

「5 業務内容」に掲げる業務に従事する者は、横浜市磯子区選挙管理委員会事務局が行う研修（期日前投票制度及びシステム操作等）を受講すること。

ア 【場所】横浜市磯子区役所内会議室

イ 【日時】未定（受講時間は概ね1時間）

ウ 【人数】従事者全員（(1)の研修を受講した者を除く。）

※詳細については決まり次第乙へ伝える。

7 責任者及び指揮命令者

甲 責任者 横浜市磯子区総務課長 角田 恭子

指揮命令者 横浜市磯子区総務課統計選挙係長 松林 遼

乙 責任者 _____

8 勤務に関する定め

選挙人に対する言葉遣い、服装及び態度等に十分配慮し、従事中の私語は慎むこと。また、業務開始時刻を厳守すること。

9 従事者の日程管理

- (1) 乙は、事前に従事者全員の氏名及び従事時間を記した「配置予定表」を提出すること。また、内容に変更があったときは速やかに甲の指揮命令者に連絡すること。
- (2) 予定されていた派遣者が事故、病気その他の理由により従事することができなくなったときは、直ちに甲の指揮命令者に連絡したうえで、他の者に従事させること。
- (3) 非常事態発生時の対応についてあらかじめ検討し、必要な処置を講ずること。

10 個人情報の保護

- (1) 業務上知り得た事柄は、絶対に外部に漏らしたり話題にしたりすることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 乙は支給品、データ等委託業務の履行に必要な書類について、遺漏及び滅失等がないよう適正に管理すること。また、これらを委託業務の履行以外の用途のために複写、複製、第三者への提供及び外部への持ち出しを行ってはならない。
- (3) 乙は本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」及び別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、乙は派遣者全員に対して個人情報の保護及び取扱いについて研修を実施し、別紙（様式1及び様式2）を甲へ提出することとする。

11 契約の解除

- (1) 甲及び乙は、相手方が正当な理由なく本契約及び個別契約の定めに違反した場合、是正を催促し、相当な期間内に是正がなされないときは契約の全部又は一部を解除することができる。
- (2) 前項のほか、一般取引上の解除事由が生じたときは、甲及び乙は、何らの催促を要せず将来に向かって本契約を解除することができる。
- (3) 本条に基づく解除については、損害賠償の請求を妨げない。

12 派遣者からの苦情処理

- (1) 苦情の申し出を受ける者
甲 横浜市磯子区総務課長 角田 恭子
乙 _____
- (2) 苦情処理方法、連絡体制
ア 甲における前号記載の者が苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣元責任者へ連絡し、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって当該苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、その結果を派遣者へ通知するものとする。
イ 乙における前号記載の者が苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣先責任者へ連絡し、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって当該苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、その結果を派遣者へ通知するものとする。
ウ 甲及び乙は、当該苦情の申し出について、自らでその解決が容易であり、かつ即時に処理した苦情を除いて、相互に通知するものとする。

13 その他

- (1) 具体的な業務内容及び事務の流れは、横浜市磯子区選挙管理委員会事務室の担当者の説明および指示に従うものとする。
- (2) 本契約書の内容については、日時及び会場の変更その他の事由により、変更が生じることがある。変更が生じたときは、甲は速やかに乙へ連絡するものとする。
- (3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 26 条第 7 項に基づき、併せて比較対象労働者の待遇情報を提供する。
- (4) 本契約書に定めのないことについては、甲乙両者が協議し解決を図るものとする。

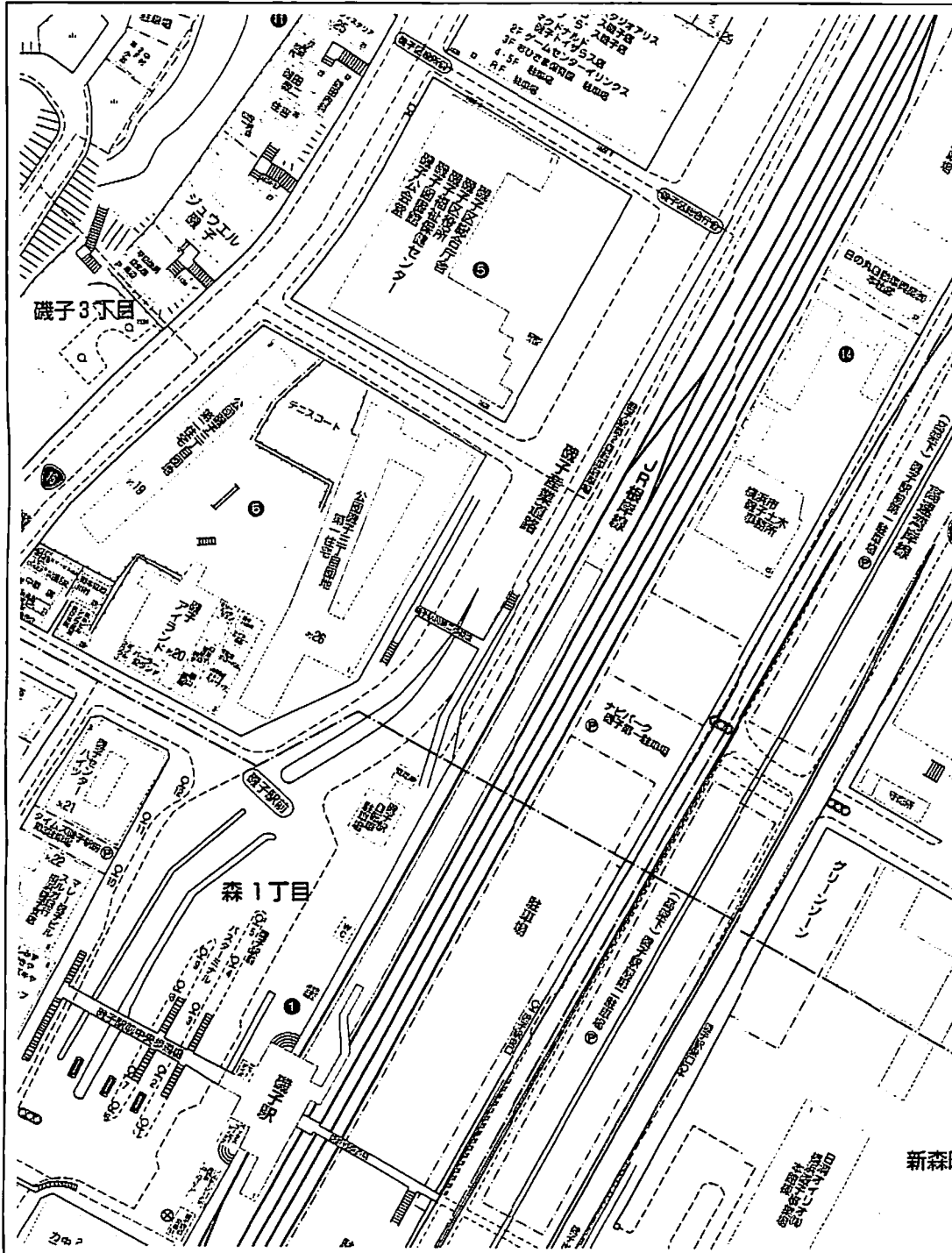
令和4年度 第20回統一地方選挙 期日前投票派遣員配置数

			磯子区役所 1階区民ホール								はまぎん子ども宇宙科学館 1階会議室							
			午前8時15分から午後8時10分まで								午前9時15分から午後8時10分まで							
日程			案内記載指導係		名簿照合係		投票用紙交付係		回収係		案内記載指導係		名簿照合係		投票用紙交付係		回収係	
			従事数 (人)	従事時間 (時間)	従事数 (人)	従事時間 (時間)	従事数 (人)	従事時間 (時間)	従事数 (人)	従事時間 (時間)	従事数 (人)	従事時間 (時間)	従事数 (人)	従事時間 (時間)	従事数 (人)	従事時間 (時間)	従事数 (人)	従事時間 (時間)
3月24日	金	16日前	1	12	1	12	1	12	0	0	/							
3月25日	土	15日前	1	12	1	12	1	12	0	0								
3月26日	日	14日前	1	12	1	12	1	12	0	0								
3月27日	月	13日前	1	12	1	12	1	12	0	0								
3月28日	火	12日前	1	12	1	12	1	12	0	0								
3月29日	水	11日前	1	12	1	12	1	12	0	0								
3月30日	木	10日前	1	12	1	12	1	12	0	0								
3月31日	金	9日前	1	12	1	12	1	12	0	0								
			8	96	8	96	8	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

	従事数 (人)	従事時間 (時間)
区民ホール 合計	24	288
科学館 合計	0	0
総計	24	288

期日前投票所案内図
(磯子区役所)

所在地 磯子区磯子三丁目5番1号



個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合は、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。